その他の関連施策による観光・地域づくり

61. 地域通訳案内士制度

概　要

多様化する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、改正通訳案内士法により全国展開が図られている地域通訳案内士制度の活用を促し、地域通訳案内士育成等計画の策定を支援。

対象者

地域通訳案内士育成等計画を策定する市町村又は都道府県（複数自治体が共同する場合を含む）

事業内容

これまで、各特例法に基づいて限定的に認められていた地域特例通訳案内士について、通訳案内士法の改正により全国展開が図られた。この改正通訳案内士法の施行（平成30年1月4日）により、地域固有の観光の魅力についての通訳案内に対する外国人観光旅客の需要に的確に対応するため、市町村又は都道府県は、単独又は共同して、地域通訳案内士育成等計画を策定し、地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図ることができることとなったことから、今般、当該計画の策定を支援。

※地域通訳案内士とは
地域を訪れる外国人観光旅客に対し、外国語を用いて有償で観光案内を行うことを業とする者。地域通訳案内士育成等計画に基づき、市町村又は都道府県が実施する地域の特性に応じた研修を受講することで資格が付与される。

※地域通訳案内士育成等計画
観光庁長官が定める地域通訳案内士育成等基本指針に基づき、市町村又は都道府県が地域通訳案内士の育成、確保及び活用を図るために定める計画。

支援内容

地域通訳案内士育成等計画の策定を希望する自治体に対し、必要な情報提供、技術的な助言を行うほか、優良事例の横展開を図るなどの支援を行う。

地域通訳案内士基本指針（第53条）

○ 国土交通大臣は、地域通訳案内士の育成、確保及び活用に関する地域案内士育成等基本指針を策定

◆地域通訳案内士育成等基本指針
- 地域通訳案内士の育成等に関する基本的な事項
- 地域通訳案内士育成等計画の作成の指針となるべき事項
- 地域通訳案内士の育成等に関する重要事項

地域通訳案内士育成等計画（第54条）

○ 市町村又は都道府県は、地域通訳案内士基本指針に基づき、単独でまたは共同して、地域通訳案内士育成等計画を定めることができる

◆地域通訳案内士育成等計画
- 業務区域
- 研修その他の地域通訳案内士の育成等の実施に関する事項
- 計画の実施に関し必要な事項　等

全国通訳案内士との違い

○研修の修了により資格取得。
（※）研修修了時には効果測定を実施
○全国通訳案内士は英検１級程度の語学力を求めるのに対し、地域通訳案内士は地域の実情に応じて設定。

観光庁長官の同意

○ 地域通訳案内士育成等計画について同意を得た市町村又は都道府県は研修を実施（第55条）

研修を修了した者は、地域通訳案内士育成等計画に定められた業務区域における地域通訳案内士としての資格を取得
（※）地域通訳案内士も、業務区域での名称独占が認められる（第60条）

○ 問い合わせ・申請先　：近畿運輸局　観光部　国際観光課
TEL　06-6949-6796　　FAX　06-6949-6135

62. 消費税免税店制度について

消費税免税店制度とは

○ 消費税免税店が、外国人旅行者等の非居住者に対して一定の方法で物品を販売する場合は、その販売に係る消費税が免除される制度のことです。

消費税免税店制度拡充の取組

拡充第1弾 **対象品目拡大**（２０１４年１０月１日運用開始）

一般物品に加え、消耗品（食品、飲料、薬品、化粧品等）も免税対象に加わり、お菓子や地酒など、地域ならではの名産品も免税販売できるようになりました。

拡充第2弾 **免税手続一括カウンター、港湾臨時販売場届出制度の実現**

（２０１５年４月１日運用開始）

- 商店街や物産センター等において免税手続一括カウンターを設置することにより、外国人対応や免税手続に不安のあるお店でも、免税店になることができるようになりました。
- 外航クルーズ船の帰港時に埠頭へ免税店を臨時出店するための手続が簡素化され、埠頭での免税販売がしやすくなりました。

拡充第3弾 **免税対象金額の引き下げ等**

（２０１６年５月１日運用開始）

- 免税の対象となる金額が引き下げられました。

改正前		改正後	
一般物品	10,000円超	一般物品	5,000円以上
消耗品	5,000円超	消耗品	5,000円以上

拡充第３弾その他

- 簡便な海外直送手続の創設
- 免税手続きカウンター制度の利便性向上
- 購入者誓約書の電磁的記録による保存

拡充第4弾 **免税対象要件の緩和**

（２０１８年７月１日運用開始）

- 一般物品についても特殊包装を行う等を条件に、「一般物品」と「消耗品」の合算が認められました。

手続きの電子化（2020年4月1日運用開始　※2021年10月1日完全電子化移行）

- 現行の「購入記録票の旅券への貼り付け、割印」に代え、「免税販売情報の電磁的記録による提出」を免税販売の要件とします。
- 現行の「購入記録票の税関への提出義務」が「税関での旅券の提示義務」に変わりました。

拡充第5弾 **臨時免税店制度の創設**（２０１９年７月１日運用開始）

- 地域のお祭りや商店街のイベント等に7月以内の期間を定めて出店する場合において、あらかじめその承認を受けているときは、届出により免税販売を可能とする。

拡充第6弾 **自動販売機の設置に係る免税店の許可**（２０２１年１０月１日運用開始）

- 免税店の許可申請においては、必要な人員を配置することが要件となっていますが、免税販売手続が可能な一定の基準を満たす自動販売機を設置した場合、その自動販売機の設置に係る免税店の許可については、人員の配置が不要になりました。

さあ、免税店事業者になろう！

消費税免税店制度のホームページはこちら →

観光庁では、消費税免税店になる前に知っておくべき知識、消費税免税店になるために必要な情報、消費税免税店になってからの免税手続フロー等を詳しく解説した「消費税免税店の手引き」を作成し公開しています。

酒税の免税制度の創設

○ 訪日外国人旅行者等向けに製造場で販売した酒類に係る酒税の免税制度の創設

（２０１７年１０月１日運用開始）

- 消費税免税店（輸出物品販売場）の許可を受けた酒類製造場において、訪日外国人旅行者等の非居住者へ販売する酒類について消費税に加え酒税を免税で販売できるようになりました。

○ 問い合わせ先　：近畿運輸局　観光部　国際観光課　TEL　06-6949-6796
近畿経済産業局　流通・サービス産業課　TEL　06-6966-6025

一般型消費税免税店になるには

免税店になるには、販売場ごとに事業者の納税地を所轄する税務署長の許可が必要になります。

● 観光庁ＨＰの消費税免税店サイト（http://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/index.html）をご御覧頂くか、運輸局、経済産業局の免税制度相談窓口、又は、お近くの税務署までお問い合わせください。

一般型消費税免税店における手続の流れ

2020年4月1日から、現行の紙による免税他続（購入記録票のパスポートへの貼付・割印等）が廃止され、免税販売手続きが電子化されました。

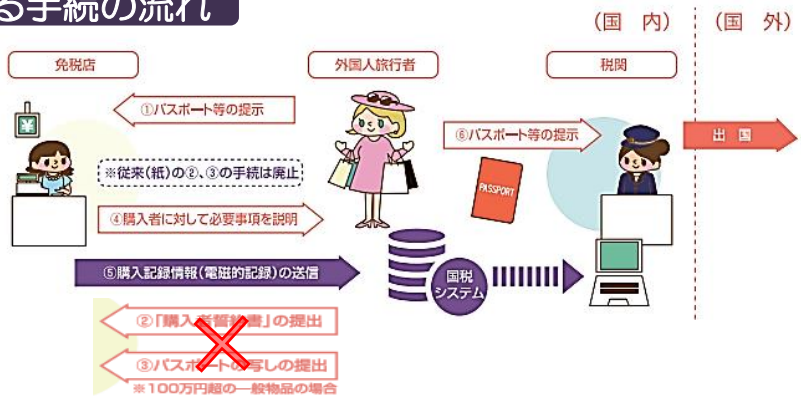

手続受託型免税店とは

手続委託型消費税免税店は、商店街・ショッピングセンター及びテナントビルなどの特定商業施設内で非居住者に対して物品を販売する場合、その免税販売手続を免税手続カウンターを設置する事業者に代理させることができます。

免税手続カウンターでの買い物のイメージ

店舗を超えて合算して、一括で免税手続を行うことができます。

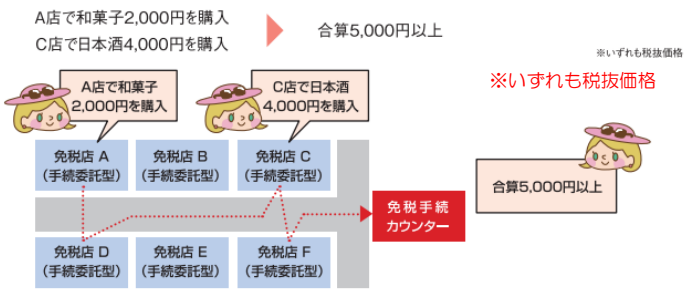

【免税手続カウンター制度とは】

免税手続を、第三者に委託できる制度です。

●商店街などの特定商業施設内で外国人に対して販売する物品の免税手続を、免税手続カウンターを設置する事業者に代理させることができます。

●免税手続カウンターで合算金額を管理している場合、同一特定商業施設内での他の手続委託型消費税免税店と販売額を合算して下限金額を超えれば、免税の対象となります。

手続受託型消費税免税店のおける手続の流れ

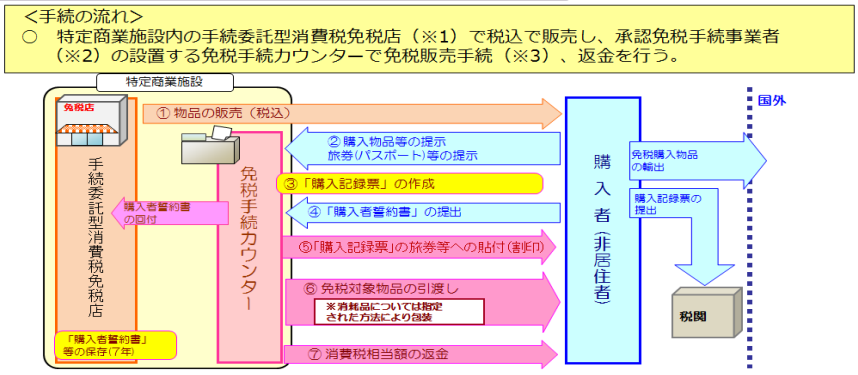

（※1）手続委託型消費税免税店は、事業者が経営する販売場ごとに、事業者の納税地を所轄する税務署長の許可を受ける必要がある。

（※2）承認免税手続事業者は、その販売場が所在する特定商業施設ごとに、免税手続カウンターを設置することにつき納税地を所轄する税務署長の承認を受ける必要がある。

（※3）免税販売手続を代理するにあたり、承認免税手続事業者と手続委託型消費税免税店を経営する事業者の間で、免税販売手続の代理契約を結ぶ必要がある。

○免税店シンボルマーク

●免税店のブランド化・認知度向上のための免税店シンボルマークで免税店をアピール！

●新たに、免税手続する場所を外国人にわかりやすく示す「免税手続カウンターシンボルマーク」

●免税店シンボルマークを使用する際には、観光庁へ店舗情報等を申請ください。（http://tax-freeshop.jnto.go.jp/agent/login.php）

Japan. Tax-free Shop　　Japan. Tax-free Counter

○海外や訪日外国人への情報発信

●観光庁では、海外や訪日外国人に向けて日本の免税店制度や、免税店シンボルマークを掲示する免税店の店舗情報の発信等に取り組んでいます。

※日本政府観光局（JNTO）・免税情報発信サイト（http://tax-freeshop.jnto.go.jp/eng/index.php）

・スマートフォン向け観光情報アプリ「Japan Official Travel App」https://www.jnto.go.jp/smartapp/

63. ビジネスに気象データを活用しましょう

目的・概要

近年のIoT、人工知能（AI）、ビッグデータ等に関する技術の発展により、幅広い産業において、データを収集・分析する基盤が整いつつあります。観光産業においても、気象予測に基づいて、変動する客数に応じた柔軟な価格設定やスタッフ配置を行うなど、気象データの活用により生産性の向上が見込まれます。

気象庁は、基盤的気象データのオープン化・高度化を進めるとともに、産学官が連携して気象ビジネスを推進するため設立された「気象ビジネス推進コンソーシアム(WXBC)」を通じて、新たな気象ビジネスの創出に向けた取組を進めています。同コンソーシアムでは、気象データを活用したビジネスを推進するためセミナーや講習会を通じた人材育成をはじめ、先進的なビジネスモデルの創出や新しい気象情報の利活用を進めています。

基盤的な気象データのオープン化・高度化

1.多数の気象データ(ビッグデータ)の提供
- ・アメダス、高層気象観測、天気予報、注意報・警報など、地点・地域の観測・予測データ
- ・衛星やレーダー等のメッシュ状の観測データ
- ・数値予報等のメッシュ状(3次元)の予測データ

2.過去データのアーカイブ整備
- ・過去の気象観測データのデジタル化

3.データ利用環境の充実
- ・インターネットを通じたデータ利用環境の充実(CSVデータのダウンロードサービスの拡充等)
- ・気象データの入手方法や解説資料、サンプルデータ、利活用事例等を掲載した気象データ高度利用ポータルサイトの充実

様々なデータとの組合せ

客数や商品の需要予測、運行経路の選定等に活用

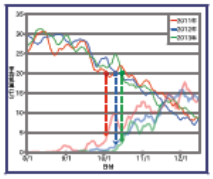

客数や商品と気象データを比較し需要を予測

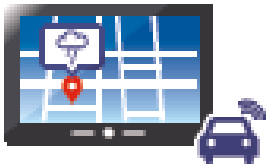

地理データと重ね合わせてカーナビに活用

気象ビジネス推進コンソーシアム（WXBC）

先進的気象ビジネスモデルの創出
- ➢ 関連技術の進歩に応じた気象情報の利活用の促進
- ➢ 世界最高水準の技術の気象ビジネスへの展開

気象ビジネス推進の環境整備
- ➢ ユーザーとの対話を通じた継続的な情報改善
- ➢ 気象情報高度利用ビジネスに係る人材育成

気象ビジネスフォーラム
- ➢ 産学官関係者が一堂に会する対話の場
- ➢ 気象事業者と産業界のマッチング

産学官連携による気象ビジネスの共創

気象庁
関係省庁
気象事業者
学界（気象）
学界関連団体（IoT、AI、オープンデータ）

幅広い参画

情報通信業
農業水産業
小売業卸売業
製造業
金融業保険業
電力ｴﾈﾙｷﾞｰ
商業ｻｰﾋﾞｽ業
運輸業
建設業
観光業

○問い合わせ先　：大阪管区気象台　総務部　業務課
TEL　06-6949-6302

64. 2週間気温予報を活用してみませんか？

気象庁は、週間天気予報に続く2週間先までの気温の予報「2週間気温予報」を、毎日発表しています。
2週間先までの高温・低温の持続や急激な気温の変化を把握することで、旅行での衣類等の準備やイベントでの熱中症予防対策などに活用できます。

気象庁ホームページでは、気温の過去1週間の経過と向こう2週間の予報をまとめて表示し、階級による色分けやグラフ化により、気温の変動が分かりやすくなっています。

気象庁ホームページ

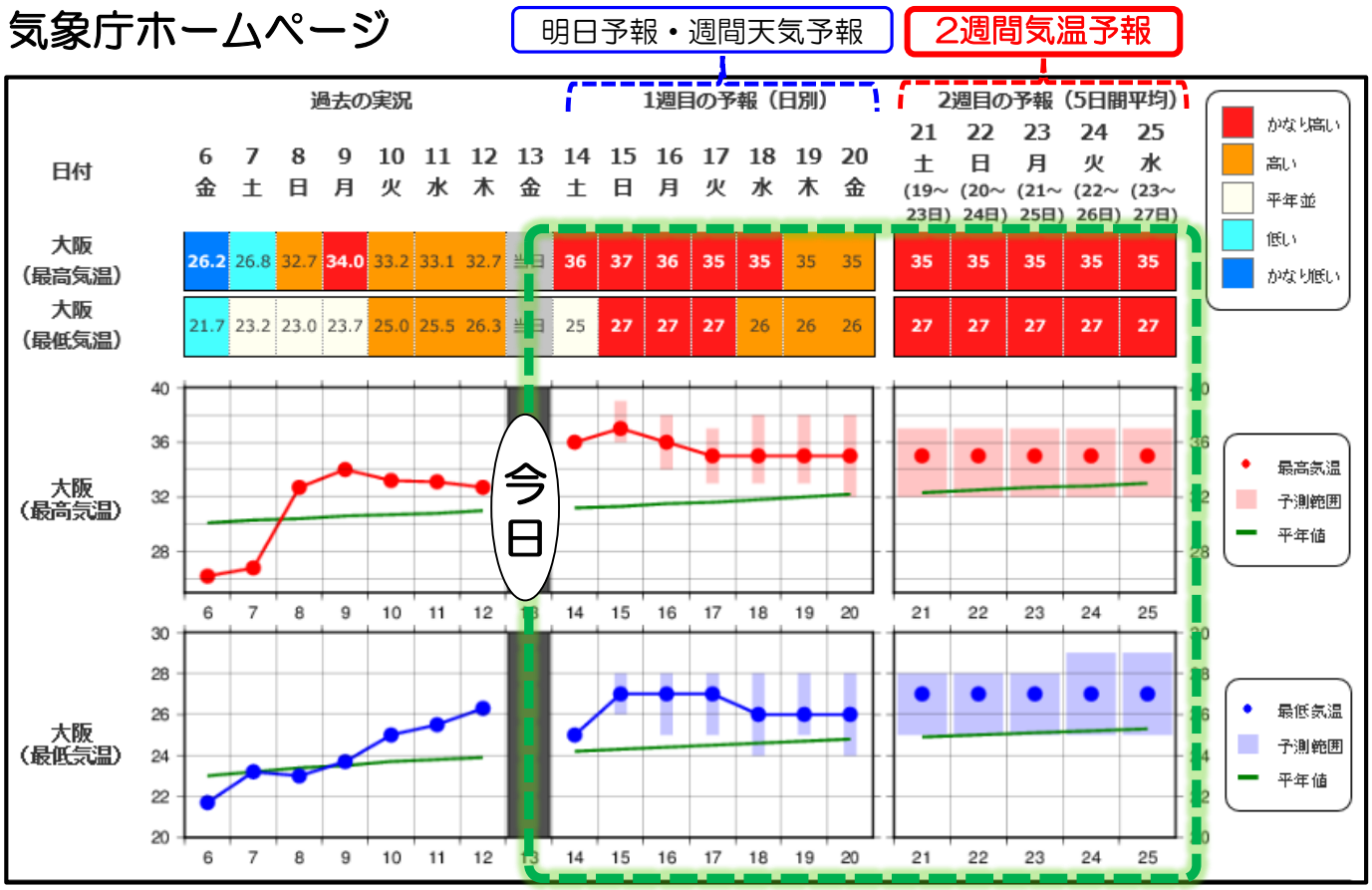

●2週間気温予報
https://www.data.jma.go.jp/cpd/twoweek/

●早期天候情報
https://www.data.jma.go.jp/cpd/souten/

○問い合わせ先：大阪管区気象台　気象防災部　地球環境・海洋課
TEL　06-6949-6653

65. プロフェッショナル人材事業

令和4年度予算案額:
100百万円

概　要

- ４５道府県（東京都と沖縄県を除く）が「プロフェッショナル人材戦略拠点」を設置し、平成２８年１月から本格稼働。潜在成長力ある地域企業に対し、経営戦略の策定支援とデジタル実装にも資するプロフェッショナル人材の活用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業を個別に訪問。経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すとともに、企業の成長に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。
- 地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘や成長戦略の策定などで積極的に連携。人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形でプロ人材の還流実現に取り組む。
- 専門人材の常勤雇用だけでなく、東京圏などの都市部の大企業をはじめ、地域の幅広い企業に対し、副業・兼業を含めた多様な形態での人材マッチングを進める。

事業イメージ

対象者

地域企業

マッチング事例

一般社団法人 秋田犬ツーリズム

海外事業経験豊富なマルチリンガルを事務局長として採用
秋田犬をフックにインバウンドの誘客、物品販売の拡大加速

企業概要	
業種	地域連携DMO
本社所在地	秋田県大館市
創業年	平成28年４月
代表取締役	CEO　中田直文
従業員数	１０人（プロパー８人）

主な事業の内容

秋田県北部４市町村よりなる地域連携DMOとして２０１６年に発足し、海外で知名度の高い秋田犬をフックに地域の観光・物産を活性化・促進。SNS分析、ペルソナマーケティングなどの手法を駆使し外国人宿泊者数の増加、地域の物販拡大を推進している。

企業の課題・プロフェッショナル人材を採用したきっかけ

民間ならではのスピードで地域連携DMOをマネジメント出来るプロ人材を募集。
「官」の持つリソースを「民」のノウハウで活用し、地域の稼ぐ仕組みを構築するとともに地域コーディネーターを育成し秋田犬をフックにインバウンドの誘客、物品販売の拡大を加速。

採用したプロフェッショナル人材

年齢・家族構成	４０代･独身		
還流ルート	Ｉターン		
出身地	千葉県印旛郡	前居住地	千葉県印旛郡
役職名等	事務局長		
前職	JASDAQ上場企業で経営企画職として海外事業所の設立、事業立ち上げに携わる		

経歴	
1998年	米国系航空会社
2009年	日系IT企業中国事務所勤務
2017年	当社入社

○問い合わせ先　：内閣府　地方創生推進室
TEL：03-6257-1412
プロフェッショナル人材戦略ポータルサイト
URL：http://www.pro-jinzai.go.jp/

66. 地方創生カレッジ事業

令和4年度予算案額：
217百万円

概　要

- 「地方創生カレッジ」は28年12月に開講し、デジタルを含む地方創生に真に必要かつ実践的なカリキュラムを、ｅラーニング形式等で幅広く提供するほか、地域課題に対応した実地講座を実施。また、web上での連携・交流のほか、地方創生に熱意のある関係者のネットワーク拡充を図ることで、地方創生人材の育成・確保に繋げていく取組み。
- 　DMOを中心とした観光分野の講座も多数提供している。

事業イメージ

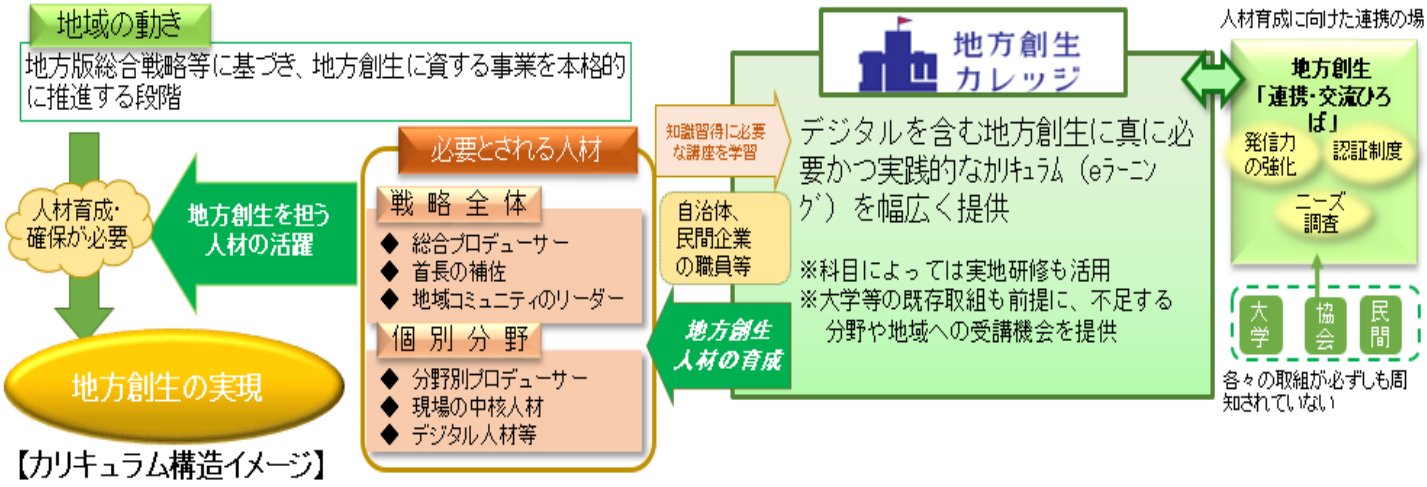

【カリキュラム構造イメージ】

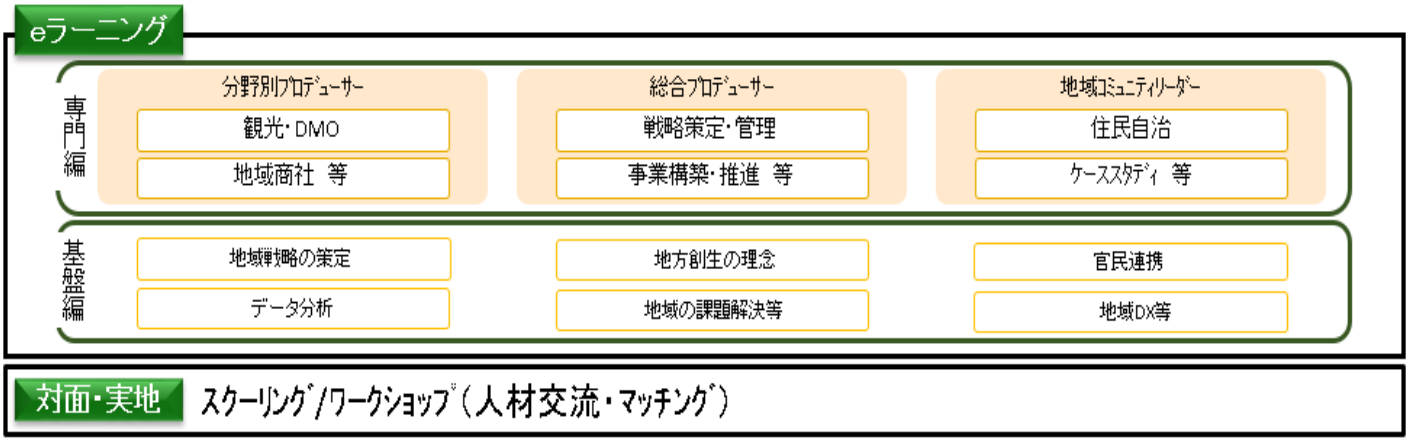

対象者

地方創生に関心のある方。

講座例

講座名（制作者）
DMO特別講座（特定非営利活動法人　現代経営学研究所）
講座紹介
主に行政担当者、集客関連従事者、まちづくりを実践されている（関心のある）方を対象にしています。本講座では、観光による地域づくりの中核を担うDMOの役割と運営方法の多様なあり方について事例を通じて学びます。
講座名（制作者）
観光地経営の理解と実践（学校法人　先端教育機構　事業構想大学院大学）
講座紹介
人口減少が進むこれからの時代、地域への経済効果を最大化することで持続可能な地域づくりを進めていくことが求められるようになりました。その観光地域づくりを進めるにあたり、「観光地域経営」の重要性が指摘されています。 地方創生の流れの中で、その観光地経営を効果的・効率的に推進する体制論として登場したのがDMOです。本講座ではDMO法人の方や観光地経営にかかわる方を対象に、観光による地域経済循環の仕組みをDMOの視点から整理し、自身の地域で観光による地域経済を正のスパイラルで循環させることを解説し、「観光地経営」の基本的な知識・考え方から、各地域で実践するための手法を理解することを目指します。
講座名（制作者）
観光地における顧客管理とリピーター対策（公益社団法人　日本観光振興協会）
講座紹介
DMOなどの観光地マーケティング担当者、行政の観光振興政策担当者、および、両者に対し外部より専門的な指導や支援を行う研究者やコンサルタントを対象としています。観光地の持続的な発展を目的とした顧客（観光客）とのコミュニケーションのあり方について、マーケティングの視点から学び、各地域での観光振興戦略へ展開していくことを目指しています。

※上記の講座は一例です。このような観光ＤＭＯをはじめとした講座のほか、農業、まちづくりなど様々な分野での講座を184講座（令和３年１２月末時点）開講しております。

○問い合わせ先　：「地方創生カレッジ」
ＵＲＬ：https://chihousousei-college.jp/
・（公財）日本生産性本部 地域経営支援センター
TEL　03-3511-4013
FAX　03-3511-4039
E-mail　college@jpc-net.jp
・内閣府　地方創生推進室
TEL　03-6257-1412

.67 地域の担い手展開推進事業

令和4年度予算案額:
38百万円 の内数

概　要

■内閣府地方創生推進室では、地域の優れた産品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく「地域商社事業」を、地域に育て、根付かせるため、様々な角度から支援活動を行っています。
■第２期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2020改訂版）に基づき、取組の全国へのさらなる拡大に向けて、地域商社等の事業を自ら興す起業人材、事業経営をサポートする専門人材を域内で発掘・育成するだけでなく、域外から地域に送り込み、地域が柔軟に受け入れる仕組み・環境整備に取り組みます。

事業イメージ

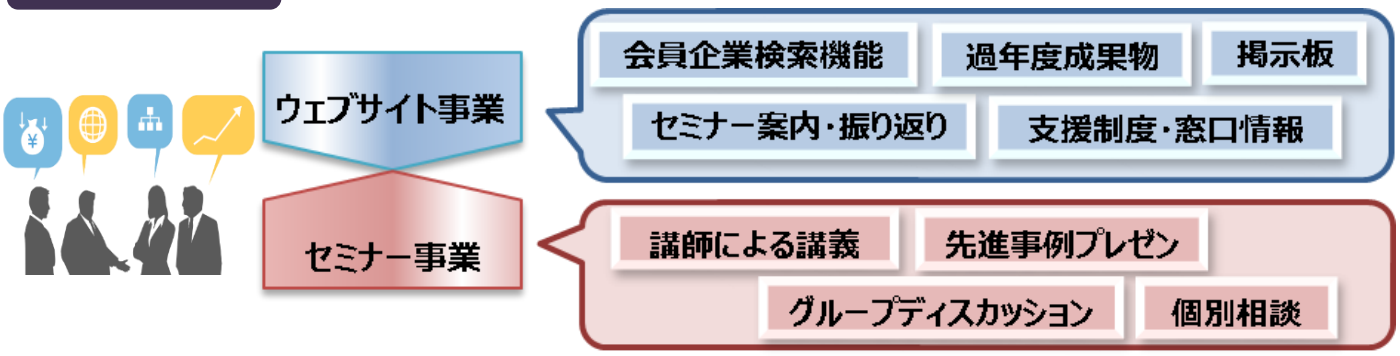

目指す連携・成長の絵姿

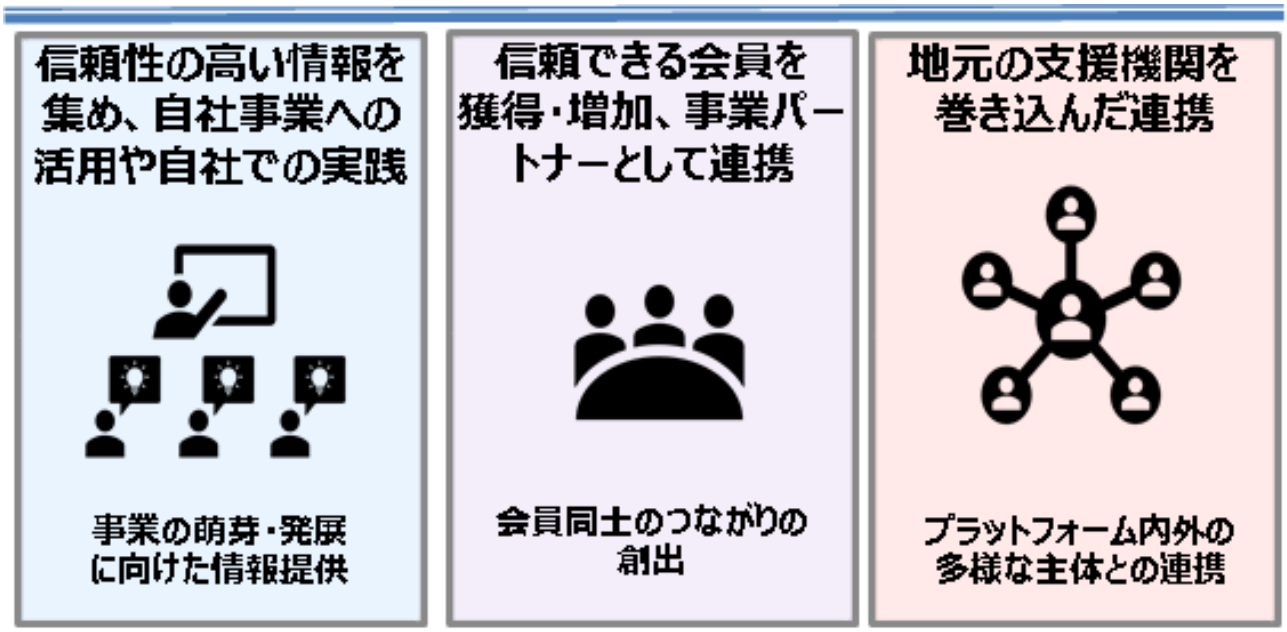

対象者

事業を営んでいる、または営む予定がある地域商社や関係する自治体等
（以下の６+２パターンを主に想定するがこれに限られない）

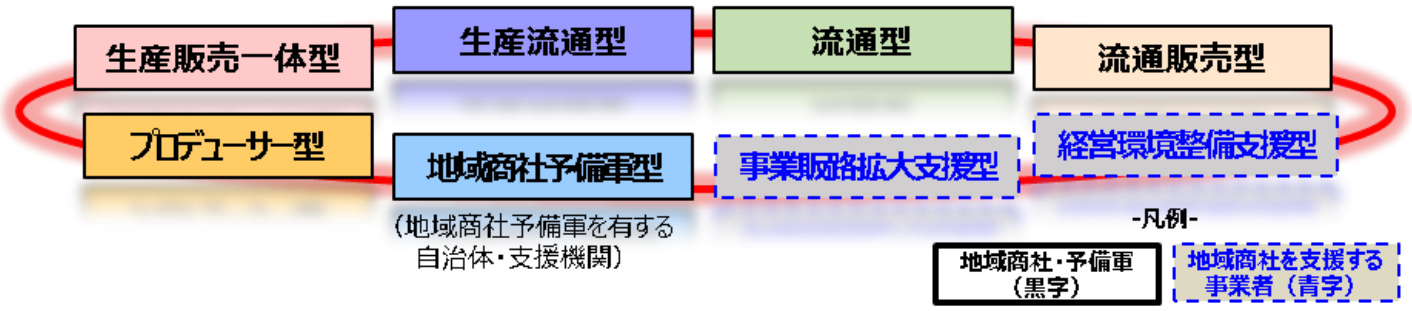

対象事業

地域の優れた産品・サービスの販路を新たに開拓することで、従来以上の収益を引き出し、そこで得られた知見や収益を生産者に還元していく「地域商社事業」

支援内容

<u>① ウェブサイト事業</u>と<u>② セミナー事業</u>の２本立てで構成、
地域商社事業に関わる事業者同士や公的機関のネットワーク形成支援を行います。

① 会員事業者の検索機能や、セミナー事業のレポート等を掲載する。また、関係機関が提供するサービスのリンクなど、ウエブの機能をいかした支援情報等を提供するオンラインプラットフォームを運用します。

② 有識者や事業者による発表やグループワークを通じ、実ビジネスに役立つ人脈形成に資する情報を提供します。

支援手続スケジュール（予定）

- 引き続き、ウェブサイト上で随時会員を募集予定
- 令和４年度において計８回程度セミナーを開催予定

〇問い合わせ先　：内閣府　地方創生推進室
TEL　03-6257-1417（直通）

＊ご相談　＊お問い合わせは

○総務省 近畿総合通信局

【管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

情報通信振興課　TEL：06―6942-8520

〒540-8535

大阪市中央区大手前１丁目5-44 大阪合同庁舎第１号館４階

http://www.soumu.go.jp/soutsu/kinki/

○農林水産省 近畿農政局

【管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

農村振興部農村計画課　TEL：075-414-9051　FAX：075-451-3965

農村振興部地域整備課　TEL：075-414-9553　FAX ：075-417-2090

経営・事業支援部地域連携課 TEL：075-414-9101　FAX：075-414-7345

経営・事業支援部地域食品課 TEL：075-414-9025　FAX：075-414-7345

〒602-8054

京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町

http://www.maff.go.jp/kinki/index.html

○経済産業省 近畿経済産業局

【管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県】

通商部投資交流促進課　TEL：06―6966-6033　FAX：06-6966-6087

産業部製造産業課　TEL：06―6966-6022　FAX：06-6966-6082

産業部流通・サービス産業課 TEL：06-6966-6025　FAX：06-6966-6084

産業部産業振興室　TEL：06-6966-6054　FAX：06-6966-6078

〒540-8535

大阪市中央区大手前1丁目5-44 大阪合同庁舎第１号館

http://www.kansai.meti.go.jp/

○環境省 近畿地方環境事務所

【管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

国立公園課　TEL：06-4792-0705　FAX：06-4790-2800

自然環境整備課　TEL：06-4792-0704　FAX：06-4790-2800

〒540-6591

大阪市中央区大手前1-7-31　OMM 8F

http://kinki.env.go.jp/

＊ご相談　＊お問い合わせは

○気象庁　大阪管区気象台

【管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

業務課　TEL：06-6949-6302

〒540-0008

大阪市中央区大手前４丁目1-76大阪合同庁舎第４号館

https://www.data.jma.go.jp/osaka/

○国土交通省 近畿地方整備局

【管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県】

企画部 広域計画課　TEL：06-6942-1141(代)　FAX：06-6942-7463

〒540-8586

大阪市中央区大手前１丁目5-44　大阪合同庁舎第１号館

港湾空港部 港湾計画課　TEL：078-391-8361　FAX：078-325-8288

〒650-0024

神戸市中央区海岸通29　神戸地方合同庁舎

http://www.kkr.mlit.go.jp/

○国土交通省 近畿運輸局

【管轄：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】

観光部観光企画課　TEL：06-6949-6466　FAX：06-6949-6135

観光部国際観光課　TEL：06-6949-6796　FAX：06-6949-6135

観光部観光地域振興課　TEL：06-6949-6411　FAX：06-6949-6135

交通政策部交通企画課　TEL：06-6949-6409　FAX：06-6949-6169

〒540-8558

大阪市中央区大手前４丁目1-76大阪合同庁舎第４号館

http://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/

アクセスマップ

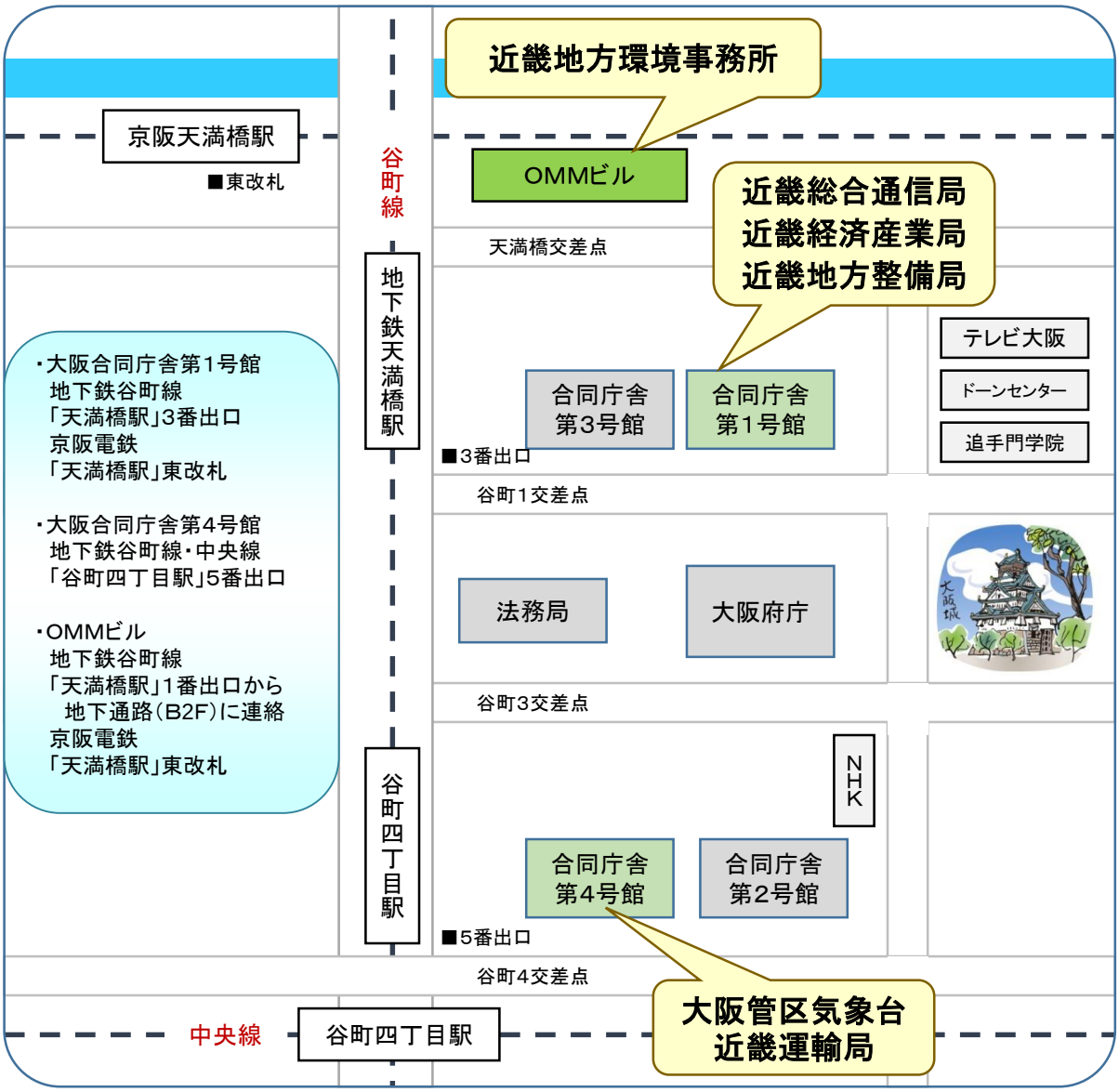

・大阪合同庁舎第1号館
　地下鉄谷町線
　「天満橋駅」3番出口
　京阪電鉄
　「天満橋駅」東改札

・大阪合同庁舎第4号館
　地下鉄谷町線・中央線
　「谷町四丁目駅」5番出口

・OMMビル
　地下鉄谷町線
　「天満橋駅」1番出口から
　　地下通路（B2F）に連絡
　京阪電鉄
　「天満橋駅」東改札

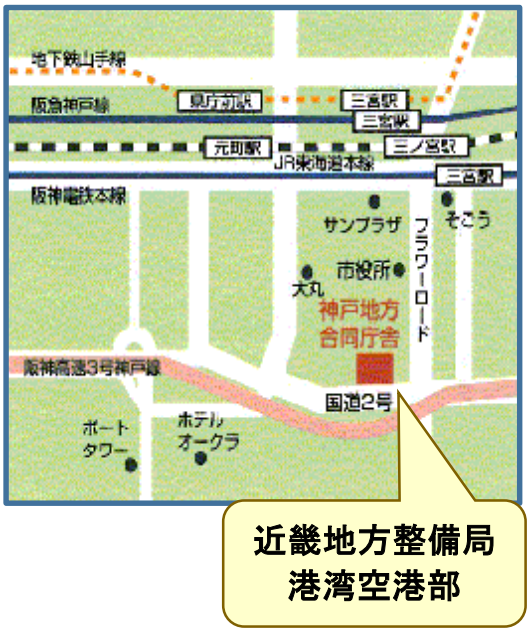

・地下鉄烏丸線「丸太町駅」下車　徒歩15分
・京都市営バス９番系統「堀川下長者町」下車　徒歩10分

国土交通省　近畿運輸局観光部
観光企画課・国際観光課・観光地域振興課